

別冊2

点 検 結 果 作 成 要 領

令和元年5月(令和元年7月修正)

点検結果の作成要領

- 1) 下記に掲げる事項を記載する。
 - ① 「(様式建1)、(様式設1)、(様式防1)点検結果報告書」、「(様式建2)、(様式設2)、(様式防2)点検結果」に記載するもの
 - ・ 点検を行った建築物の名称及び所在地
 - ・ 点検を行った日
 - ・ 点検を行った者の氏名
 - ・ 点検を行った者の資格及び登録番号
 - ② 「(様式建3)建築物及びその敷地に関する事項」、「(様式設3)建築設備に関する事項」、「(様式防3)防火設備に関する事項」に記載するもの
 - ・ 建築物(建築設備、防火設備)の概要及び点検の実施状況等
 - ③ 「(様式建4)建築物の点検等の概要」、「(様式設4)建築設備の点検等の概要」、「(様式防4)防火設備の点検等の概要」に記載するもの
 - ・ 点検結果に基づく結果概要
- 2) 点検の結果を、判定基準に則り判定し下記により「(様式建5)、(様式設5)、(様式防5)点検結果シート」の各欄に記載する。
 - ・ 「支障がある」と判定した項目は「支障の有無」欄に「有」を記入する。
 - ・ 軽微なものなどで経過観察等が必要なものは「特記事項の有無」欄に「有」を記入する。
 - ・ 「有」を記入した項目については、「支障がある場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその状況等をできるだけ詳しく記載する。
 - ・ 他の点検記録等で確認した内容は、「支障がある場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその旨を記載する。
 - ・ 「有」を記入した項目については、写真を撮影し「(様式共1)関係写真」を作成する。また、「写真番号」欄に番号を記入する。
 - ・ 平面図には「支障がある」などの内容及びその箇所を記入する。

建築物定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者（管理者）住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

所有者（管理者）

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

印

資 格

番 号

建築物定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

印

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域 その他() 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】

	用途	床面積
【イ. 階層用途別】 (階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
(階)	()	(m ²)
【ロ. 用途別床面積の合計】	()	(m ²)

【4. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()
昭和・平成・令和	年	月	日	概要()

【5. 備考】

建築物の点検等の概要

1.点検の状況	イ. 今回の点検	令和	年	月	日実施
	ロ. 前回の点検の結果	<input type="checkbox"/> 実施 (平成	年	月	日点検) <input type="checkbox"/> 未実施
	ハ. 建築設備の点検の結果	<input type="checkbox"/> 実施 (令和	年	月	日点検) <input type="checkbox"/> 未実施
	ニ. 昇降機等の点検の結果	<input type="checkbox"/> 実施 (令和	年	月	日点検) <input type="checkbox"/> 未実施
	ホ. 防火設備の点検の結果	<input type="checkbox"/> 実施 (令和	年	月	日点検) <input type="checkbox"/> 未実施
2-1.点検の状況 (敷地及び地盤)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある	<input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある		
	ロ. 指摘の概要	<input type="checkbox"/> 指摘なし			
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和	年	月に改善予定)	<input type="checkbox"/> 無
2-2.点検の状況 (建築物の外部)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある	<input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある		
	ロ. 指摘の概要	<input type="checkbox"/> 指摘なし			
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和	年	月に改善予定)	<input type="checkbox"/> 無
2-3.点検の状況 (屋上及び屋根)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある	<input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある		
	ロ. 指摘の概要	<input type="checkbox"/> 指摘なし			
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和	年	月に改善予定)	<input type="checkbox"/> 無
2-4.点検の状況 (建築物の内部)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある	<input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある		
	ロ. 指摘の概要	<input type="checkbox"/> 指摘なし			
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和	年	月に改善予定)	<input type="checkbox"/> 無

2-5.点検の状況 (避難施設等)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
2-6.点検の状況 (その他)	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
3.石綿を添加 した建築 材料の 点検状況	イ. 該当建築材料の 有無	(該当する室) <input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置無) () <input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置有) () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明(年 月に点検予定) <input type="checkbox"/> 無
	ロ.措置予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
	ハ.改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
4.建築物等 に係る不具 合等の状況	イ. 不具合等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ.不具合等の記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
5.備考		

建築物定期点検結果シート

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。				
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。				
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。				
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。				
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。				
(5)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(6)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(7)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(8)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(9)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			

番号	点検項目	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(10)	外壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）			
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(12)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(13)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。			
(15)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。			
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			

番号	点 検 項 目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。				
(7)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。				
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。				
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(3)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(7)			耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		
(8)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視により確認する。				
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(12)			耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。		

番号	点検項目	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	天井 難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。			
(14)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(15)	防火設備（防火戸、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(16)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。			
(17)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する			
(18)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下、「常閉防火扉」という。）の固定の状況	目視により確認する。			
(19)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。			
(20)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。			
(21)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく点検（以下「定期点検」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。			
(22)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。			
(23)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
5 避難施設等						
(1)	廊下	物品の放置の状況	目視により確認する。			
(2)	出入口	物品の放置の状況	目視により確認する。			
(3)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。				
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。				
(6)	階段	物品の放置の状況	目視により確認する。				
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(8)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する。				
(9)	特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。				
(10)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。				
(11)		物品の放置の状況	目視により確認する。				
(12)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(13)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。				
(14)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。				
(15)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに開閉を確認する。				
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態	目視により確認する。			
(17)		非常用エレベーター	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(18)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。			
(19)			物品の放置の状況	目視により確認する。			
(20)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			
(21)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			
(22)			照明の妨げとなる物品の放置の状態	目視により確認する。			
6 その他							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認する。			
(4)				上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。		
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ6mを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。			
(7)				付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。		

コンクリート建築物点検表

劣化項目・劣化現象						剥落の危険性あり					剥落の危険性なし・小								
						コンクリートの劣化				仕上材の劣化	コンクリートの劣化								
						(1)ひび割れ		(2)浮き・剥落		(3)浮き・剥落	(4)ひび割れ				(5)表面の状態				
						1)鉄筋腐食		2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)
						主筋に沿う	沿帯筋・肋筋にうに	沿壁筋・床筋にうに	金物取合い部分	凍害・その他	モルタル	タイル	乾燥収縮	た(砂利や砂石でこぼこした)じやんか	ジョイント	不同沈下	凍結・その他	エフロレッセンス	ポップアウト
部材	方位	対象階	部材数																
柱	1	東		階															
	2	南		階															
	3	西		階															
	4	北		階															
梁	1	東		階															
	2	南		階															
	3	西		階															
	4	北		階															
壁	1	東		階															
	2	南		階															
	3	西		階															
	4	北		階															
バルコニー 庇等	1	東		階	個所														
	2	南		階	個所														
	3	西		階	個所														
	4	北		階	個所														

※1 点検表は剥落危険性の有無により、5段階評価と3段階評価に区分し、どちらか該当するセルに点数を記入する。

※2 「剥落の危険性あり」列のセルの評価点及び「剥落の危険性なし・小」列の評価点は下記による。

◎「剥落の危険性あり」の場合

- 5: 多数の部材に各々多くの劣化部分がある。
 4: 小数の部材に多くの劣化部分がある。
 3: 多数の部材に各々少しづつ劣化部分がある。
 2: 小数の部材に少しの劣化部分がある。
 1: 劣化部分がない。
 注1 点検対象部材数は10程度が望ましい。
 注2 多数の部材とは30%以上の部材である。
 注3 多くのとは複数個所をいう。

◎「剥落の危険性なし・小」の場合

- 3: 多数の部材に劣化部分がある。
 2: 小数の部材に劣化部分がある。
 1: 劣化部分がない。
 注4 多数の部材とは30%以上の部材である。

※3 該当しない(点検できなかった。見えなかった)セルは空欄とし、網掛けのセルは記入しない。

※4 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)及びモルタル等については、別途2-(10)の点検項目により詳細に点検する。

建築設備定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者 (管理者)

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

印

資 格

番 号

建築設備定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

印

建築設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
- 【ロ. 建築面積】 m²
- 【ハ. 延べ面積】 m²
- 【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室)
機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室)
機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室)
機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
- 【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他()
- 【ホ. ダンパー(防火設備)の有無】 有 無

【3. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法】 階避難安全検証法()階 全館避難安全検証法
適用なし
- 【ロ. 特別避難階段の付室】 吸引式(区画) 給気式(区画)
加圧式(区画) その他(区画) 無
- 【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】
吸引式(区画) 給気式(区画)
加圧式(区画) その他(区画) 無
- 【ニ. 居室等】 吸引式(区画) 給気式(区画) 無
- 【ホ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【4. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯(灯) 蛍光灯(灯)
その他(灯) 無
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池(内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
無

【5. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】** 給水タンク(基 m³)
 貯水タンク(基 m³)
 その他()
- 【ロ. 排水設備】** 排水槽
(汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
 排水再利用配管設備 その他()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】** 有 無
- 【ニ. 給湯方式】** 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】** 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
 その他()
-

【6. 備考】

建築設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階数	地上階	地下階
	ロ. 建築面積	m ²	
	ハ. 延べ面積	m ²	
	ニ. 点検対象建築設備	<input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用の照明装置 <input type="checkbox"/> 給水設備及び排水設備	
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施	
	ロ. 前回の点検	<input type="checkbox"/> 実施 (平成 年 月 日点検) <input type="checkbox"/> 未実施	
	ハ. 前回の点検に関する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3. 換気設備の概要	イ. 無窓居室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> その他 (系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 火気使用室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> その他 (系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 居室等	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) <input type="checkbox"/> その他 (系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ニ. 空気調和設備・冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 個別パッケージ <input type="checkbox"/> 全空気 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ <input type="checkbox"/> ファンコイルユニット併用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	ホ. ダンパー(防火設備の有無)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	4. 換気設備点検の状況	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無	
5. 換気設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし	

6.排煙設備の概要	イ.避難安全検証法	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 () 階) <input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法 <input type="checkbox"/> 適用なし
	ロ.特別避難階段の付室	<input type="checkbox"/> 吸引式() 区画) <input type="checkbox"/> 給気式() 区画) <input type="checkbox"/> 加圧式() 区画) <input type="checkbox"/> その他() 区画) <input type="checkbox"/> 無
	ハ.非常用エレベーターの乗降ロビー	<input type="checkbox"/> 吸引式() 区画) <input type="checkbox"/> 給気式() 区画) <input type="checkbox"/> 加圧式() 区画) <input type="checkbox"/> その他() 区画) <input type="checkbox"/> 無
	ニ.居室等	<input type="checkbox"/> 吸引式() 区画) <input type="checkbox"/> 給気式() 区画) <input type="checkbox"/> 無
	ホ.予備電源	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 自家用発電装置 <input type="checkbox"/> 直結エンジン <input type="checkbox"/> 無
7.排煙設備点検の状況	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
8.排煙設備の不具合の発生状況	イ.不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ.不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ.改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
9.非常用の照明装置の概要	イ.照明器具	<input type="checkbox"/> 白熱灯() 灯) <input type="checkbox"/> 蛍光灯() 灯) <input type="checkbox"/> その他() 灯) <input type="checkbox"/> 無
	ロ.予備電源	<input type="checkbox"/> 蓄電池(内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) 自家発電装置併用 <input type="checkbox"/> 無
10.非常用の照明装置の点検の状況	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
11.非常用の照明装置の不具合の発生状況	イ.不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ.不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ.改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし

12.給水設備 及び 排水設備 の概要	イ.飲料水の配管設備	<input type="checkbox"/> 給水タンク (基 m ³) <input type="checkbox"/> 貯水タンク (基 m ³) <input type="checkbox"/> その他 ()
	ロ.排水設備	<input type="checkbox"/> 排水槽 無 <input type="checkbox"/> 汚水槽 雑排水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽 <input type="checkbox"/> 雨水槽・湧水槽 <input type="checkbox"/> 排水再利用配管設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ハ.圧力タンクの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ニ.給湯方式	<input type="checkbox"/> 局所式 <input type="checkbox"/> 中央式
	ホ.湯沸器	<input type="checkbox"/> 開放式燃焼器 <input type="checkbox"/> 半密閉式燃焼器 <input type="checkbox"/> 密閉式燃焼器 <input type="checkbox"/> その他 ()
13.給水設備 及び 排水設備の 点検の状況	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
14.給水設備 の不具合の 発生状況	イ. 不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ. 不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
15. 備考		

建築設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
----	------	------	------	-------	---------	------------------------------	------

換気設備

1 建築基準法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2			
(2)			各居室の給気口及び排気の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※3			
(3)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2			
(4)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2			
(5)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。			
(6)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※2			
(7)	中央管理方式の空調和設備	空調和設備の主要機器及び配管の外観	空調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2			
(8)			空調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※2			
(9)		空調和設備の主要機器の性能	空調和設備の運転の状況	目視又は聴診により確認する。			
2 換気設備を設けるべき調理室（火気使用室）等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。				
(4)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(5)		給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。				
3 建築基準法第28条第2項（無窓居室）又は第3項（火気使用室）に基づき換気設備が設けられた居室等							
(1)	防火ダンパー等（外壁の開閉部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(2)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。				
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。				
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。				
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。 ※1				

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することである。

※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
----	------	------	------	-------	---------	------------------------------	------

排煙設備

1 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）、同令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。			
(2)			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。 ※4			
(3)			排煙出口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4			
(4)		排煙機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4			
(5)			作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4			
(6)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4			
(7)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4			
(8)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4			
(9)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4			
(10)			手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4			
(11)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。 ※4			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(12)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。			
(13)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4			
(14)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1			
(15)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4			
(16)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4			
(17)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。			
(18)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(19)	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(20)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(21)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。				
(22)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。			
(24)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。			
(25)			手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。			
(26)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。				
(27)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1				
(28)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(29)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(30)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。				
(31)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置状況	目視又は触診により確認する。				
(32)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。				
(33)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	目視又は聴診により確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。			
(35)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。			
(36)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。			
(37)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。				
2 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）							
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(2)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4			
(4)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4				
(5)	給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4				
(6)		給気口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4				
(7)		給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4				
(8)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。 ※4				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(9)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する。			
(10)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4			
(11)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4			
(12)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(13)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。 ※4				
(14)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(15)		給気送風機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4				
(16)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4				
(17)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4				
(18)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。				
(19)	空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(20)	加圧防排烟設備	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4			
(21)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。 ※4			
(22)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。			
(23)			圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。			
(24)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。			
3 建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。				
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(3)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(4)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。 ※4				
(5)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4				
4 予備電源 ※自家用発電装置が非常用の照明装置と併用の場合は、非常用の照明装置の点検時に行う。							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自家用発電装置等の状況	発電機及び原動機の状態	目視又は触診により確認する。 ※4				
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状態	目視により確認する。 ※4				
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4				
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4				
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4				
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4				
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。				
(9)		自家発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4				
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4				
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4			
(14)			排気の状態	目視により確認する。 ※4			
(15)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4			
(16)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。			
(17)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。			
(18)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。			
(19)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。			
(20)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。			
(21)			Vベルト	目視又は触診により確認する。			
(22)			接地線の接続の状況	目視により確認する。			
(23)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況	目視により確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。			

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
----	------	------	------	-------	---------	------------------------------	------

が実施した点検の記録

※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

非常用の照明装置

1 照明器具							
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。				
(2)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認する。				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。				
(2)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認すること。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。				
4 電池内蔵形の蓄電池							
(1)	充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。				
5 電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。			
(2)			蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。 ※4			
(3)			蓄電池の設置の 状況	目視又は触診により確認する。 ※4			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	蓄電池	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。			
(5)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。			
6 自家用発電装置							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。			
(2)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4			
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。 ※4			
(4)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4			
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4			
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4			
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4			
(8)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。			
(9)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(10)	自家用発電装置等の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4				
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4				
(13)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4				
(14)		排気の状況	目視により確認する。 ※4				
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4				

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

- ※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録
- ※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録
- ※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録
- ※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
給水設備及び排水設備							
1 飲料用の配管設備及び排水設備							
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く)	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認する。 ※3				
2 飲料水の配管設備							
(1)	飲料用の給水タンク及び貯 水タンク (以下「給水タン ク等」という。) 並びに給 水ポンプ	給水タンク等の 腐食及び漏水の 状況	目視により確認する。 ※3				
(2)		給水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※2				
(3)		給水タンク等の 内部の状況	目視により確認する。 ※3				
(4)	給湯設備 (循環ポンプを含 む。)	給湯設備 (ガス 給湯器を除く。) の取付け の状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(5)		ガス湯沸器の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2				
(6)		給湯設備の腐食 及び漏水の状況	目視により確認する。 ※2				
3 排水設備							
(1)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。 ※3				
(2)		排水ポンプの設 置の状況	目視により確認する。 ※2				
(3)		排水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※3				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。 ※2				
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。 ※2				
(6)		消毒装置	目視により確認する。 ※3				
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。 ※2			
(8)	排水管	排水の状況	目視により確認する。 ※2				
(9)		間接排水の状況	目視により確認する。 ※2				
(10)		通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。 ※3			

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

防火設備定期点検結果報告書

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日 令和 年 月 日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和 年 月 日

所有者 (管理者)

様

代表となる点検者

勤務先

所在地

氏 名

印

資 格

番 号

防火設備定期点検結果

建築物所在地

名 称

所有者 (管理者)住 所

氏 名

点検年月日

令和

年

月

日

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

令和

年

月

日

代表となる点検者

氏 名

印

防火設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】			m ²	
【ハ. 延べ面積】			m ²	

【2. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法(階)
全館避難安全検証法
その他

【ロ. 防火設備】

防火扉(枚) 防火シャッター(枚)
耐火クロススクリーン(枚) ドレンチャー(台)
その他(台)

【3. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有(令和 年 月に改善予定) 無

【4. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定(令和 年 月に改善予定) 予定なし

【5. 備考】

防火設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階数	地上階	地下階
	ロ. 建築面積	m ²	
	ハ. 延べ面積	m ²	
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施	
	ロ. 前回の点検	<input type="checkbox"/> 実施 (平成 年 月 日点検) <input type="checkbox"/> 未実施	
	ハ. 前回の点検に関する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3. 防火設備の概要	イ. 避難安全検証法等の適用	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法(階) <input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法 <input type="checkbox"/> その他	
	ロ. 防火設備	<input type="checkbox"/> 防火扉(枚) <input type="checkbox"/> 防火シャッター(枚) <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン(枚) <input type="checkbox"/> ドレンチャー(台) <input type="checkbox"/> その他(台)	
4. 防火設備点検の状況	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> 特記すべき事項がある <input type="checkbox"/> 指摘なし	
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有(令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無	
5. 防火設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし	

防火設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1 防火扉							
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。			
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		目視により確認する。			
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。			
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。			
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。			
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。			
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。			
(10)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。			
(11)		連動機械用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。			
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。			
(14)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。				
2 防火シャッター							
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。			
(2)		駆動装置 ((2) の項から (4) の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。			
(3)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。			
(6)	カーテン部		スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。			
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。				
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(10)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。				
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。				
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	防火シャッター	危害防止装置	作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(25)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。			
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。			
(17)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。				
(18)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。				
(19)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。				
(20)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。				
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。				
(22)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。				
(23)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。				
(24)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。				
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。				

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
3 耐火クロススクリーン							
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。			
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。			
(12)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(21)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。			
(13)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。			
(15)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。			
(16)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。			
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。			
(18)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。			
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。			
(20)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。				
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。				
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）							
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。			
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。			
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。			

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(8)	ドレン チャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。			
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。			
(10)			ポンプ及び電動機 の状況	目視又は触診により確認する。			
(11)			加圧送水装置用 予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。			
(12)			加圧送水装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。			
(13)			加圧送水装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視により 確認する。			
(14)			圧力計、呼水 槽、起動用圧力 スイッチ等の付 属装置の状況	目視又は作動の状況 により確認する。			
(15)		連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器(火 災感知用ヘッド 等の感知装置を 含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外 のものを対象として、加煙試験器、 加熱試験器等により感知の状況 を確認する。ただし、前回の検査 以降に同等の方法で実施した検査 の記録がある場合にあっては、当 該記録により確認すること で足りる。		
(16)	制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。				
(17)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。			
(18)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。			
(19)			予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。			
(20)		連動機構用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。			
(21)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視により 確認する。			
(22)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。			

番号	点検項目		点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	連動機構	手動操作装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。				
(24)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法				

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 支障がある <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「支障がある」と判定した項目について作成して下さい。また、「支障がない」状況でも「特記すべき項目がある」と判定した場合についても作成して下さい。
- ② 「部位」欄の番号、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入して下さい。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果「支障がある」の場合は「支障がある」のチェックボックスにチェックし、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスにチェックして下さい。
- ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付して下さい。

出典：「特殊建築物等定期調査業務基準(2008年改訂版)(財)日本建築防災協会編集・発行、国土交通省住宅局建築指導課監修」

【記入例】

建築物定期点検結果シート

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	有	無	玄関前で建物入り口と周辺通路に不同沈下によるとみられる段差がある。	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	無	有	雨水会所に泥だまりがみられ、定期的な清掃が必要である。	
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	有	無	コンクリートブロック塀が大きく傾き亀裂が生じている。	1
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無		
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	無	無		
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	有	無	不同沈下によるクラックが基礎立上がり面にみられる。	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	基礎コンクリート換気孔周囲にひび割れが多く発生している。	
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	無	無		
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	無	無		
(5)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	無	無		
(6)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	無	無		
(7)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	無	コンクリートブロック壁がはらみ、目地部に隙間が生じている。	
(8)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	無	有	鉄骨の錆止め塗装が剥離している。	
(9)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	有	無	仕上タイルが下地コンクリートごと欠損し露筋している。	

【記入例】

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号	
(10)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）	有	無	目視と部分打診による点検で、タイルの浮きと見られる劣化兆候があり、詳細点検を要する。	
(11)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	仕上げの石貼りにクラックが発生している。	
(12)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	金属パネル面が腐食している。	
(13)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	ALCパネル面にひび割れが多数みられ、部分欠損がある。	
(14)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	有	無	スチールサッシが腐食し開閉が困難になっている。	4
(15)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	看板の部材が曲がっている。	
(16)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	看板の支持アンカーにぐらつきがある。	
3 屋上及び屋根								
(1)		屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	防水押えコンクリートにひび割れが多数みられる。	7
(2)		屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	パラペットの左官仕上げ（防水モルタル）が剥離している。	
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	無	無		
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	無	有	カラー鉄板笠木が発錆しはじめている。	
(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	有	有	ルーフドレーンに泥が詰まり雨水が溜まっている。 清掃の上、通水を確保すること。	5

【記入例】

番号	点 検 項 目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(6)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	屋根折板の鋼板が風でめくれている。	
(7)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	無	有	クーリングタワーに汚れがみられる。	
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	屋上クーリングタワーの支持鉄骨が腐食している。	
4 建築物の内部							
(1)	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	有	無	スパンドレル内の窓の網入りガラスが割れている。	
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無	
(3)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無		
(4)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無		
(5)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	C型鋼の胴縁が腐食し、錆がたまっている。	
(6)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	柱に経年変位とみられる膨らみがあり、露筋している。	2
(7)		耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	ALCパネルの角が欠け、壁に穴があいている。
(8)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視により確認する。	有	無	鉄骨梁部に間仕切り撤去跡があり、耐火被覆が復旧されていない。	
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無	
(10)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	鉄骨に著しく錆が発生している。	
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	コンクリートスラブ裏に露筋し発錆している。	
(12)		耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	床に配管を除去した穴があいている。

【記入例】

番号	点 検 項 目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	漏水により天井仕上げ材が剥落している。
(14)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	天井材に破断している箇所がある。
(15)	防火設備（防火戸、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	防火扉の発錆により閉鎖に支障がある。
(16)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	有	無	閉鎖中の防火シャッターが途中で停止する。
(17)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する	無	無	
(18)			常時閉鎖した状態にある防火扉（以下、「常閉防火扉」という。）の固定の状況	目視により確認する。	無	無	
(19)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	無	有	照明器具の固定金物が発錆しはじめている。
(20)			防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	無	無	
(21)	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に基づく点検（以下「定期点検」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	
(22)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	有	無	維持管理点検記録が保存されていない。
(23)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無	
5 避難施設等							
(1)	廊下		物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(2)	出入口		物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(3)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	有	無	手すり脚部の腐食により笠木モルタルが剥落している。

【記入例】

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(5)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	有	無	避難ハッチの直下に配管が施工されており、避難時に支障がある。	
(6)	階段	物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	有	外部鉄骨階段が発錆しはじめている。	3
(8)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	目視により確認する。	無	無		
(9)	特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(10)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	有	無	自然排煙口の周囲に物品があり開閉に支障をきたしている。	
(11)		物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無		
(12)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	有	無	防煙垂れ壁に亀裂が入っている。	
(13)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(14)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(15)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに開閉を確認する。	有	無	自然排煙口が家具等によりふさがれている。	
(16)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状態	無	無		
(17)		非常用エレベーター	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	

【記入例】

番号	点検項目		点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(18)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向かって開くことのできる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	無	無	
(19)			物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(20)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	
(21)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期設備点検等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無		
(22)			照明の妨げとなる物品の放置の状態	目視により確認する。	無	無	
6 その他							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	有	無	膜体の接合部が開いている。
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認する。	無	無	
(4)				上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	無	無
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	有	支持管の防錆塗装が剥離してきている。	
(6)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ6mを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	無	無	
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	有	無	点検用タラップが著しく錆びている。

【記入例】

(様式設5)

建築設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
----	------	------	------	-------	---------	------------------------------	------

換気設備

1 建築基準法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2	有	無	排気ガラリが腐食し、部分劣化による欠損がみられる
(2)			各居室の給気口及び排気の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※3	無	無	
(3)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2	有	無	ダクトの吊り金物がはずれ、ダクトがたわんでいる。
(4)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2	有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。
(5)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無	
(6)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状態を確認する。 ※2	無	無	
(7)	中央管理方式の空調和設備	空調和設備の主要機器及び配管の外観	空調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。 ※2	有	無	空調室外機の基礎取付けアンカーボルトが腐食劣化している。
(8)			空調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※2	有	無	空調配管のラッキングが全面的に腐食している。
(9)		空調和設備の主要機器の性能	空調和設備の運転の状況	目視又は聴診により確認する。	有	無	エアーハンドリングユニットの運転時に震動・異音がある。
2 換気設備を設けるべき調理室（火気使用室）等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。		有	無	排気筒の継ぎ目が外れ、空気の漏れがある。

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	換気ダクトの断熱グラスウールが剥がれている。	
(4)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	屋上ファンのカバーが全面腐食している。	
(5)		給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
3 建築基準法第28条第2項（無窓居室）又は第3項（火気使用室）に基づき換気設備が設けられた居室等							
(1)	防火ダンパー等（外壁の開閉口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパーの吊りボルトが数箇所にとり外れている。	
(2)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	無	無		
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	無	無		
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。 ※1	無	有	別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。その結果、全数異常なしを確認した。	

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

※1：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録

※3：前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4：前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
排煙設備							
1 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）、同令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	排煙機室に物品が放置されメンテナンススペースが取れていない。	
(2)		排煙風道との接続の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(3)		排煙出口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(4)	排煙機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	有	有	運動起動確認後、排煙口を復旧した際、勝手に再度開放した。排煙口の金物やワイヤーの点検修理が必要。	
(5)		作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	有	無	運転時に震動・異音がある。	
(6)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4	有	無	運転時に震動・異音がある。	
(7)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4	有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	
(8)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	目視により確認する。 ※4	無	無		
(9)		排煙口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(10)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(11)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(12)	排煙口 機械排煙設備の 排煙口の性能	排煙口の開放の 状況	目視又は聴診により確認する。	無	無		
(13)		中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4	有	無	中央管理室で遠隔操作が出来ない。	
(14)		煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1	無	有	別途、消防設備点検時に連動作動確認を行い記録があり。 その結果、全数異常なしを確認した。	
(15)		排煙風道 機械排煙設備の 排煙風道（隠蔽 部分及び埋設部 分を除く。）	排煙風道の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4	有	無	防火区画貫通部でダクトと防火ダンパーが 変形している。
(16)	排煙風道の取付 けの状況		目視又は触診により確認する。 ※4	無	無		
(17)	防煙壁の貫通措 置の状況		目視により確認する。	無	無		
(18)	排煙風道と可燃 物、電線等との 離隔距離及び断 熱の状況		目視により確認するとともに、必要に応 じて鋼製巻尺等により測定する。	無	無		
(19)	防火ダンパー （外壁の開口部 で延焼のおそれ のある部分に設 けるものを除 く。）	防火ダンパーの 取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパーの吊りボルトが数箇所にわた り外れている。	
(20)		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
(21)		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視又は触診により確認する。	有	無	防火ダンパー表面が腐食している。	
(22)		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視により確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
(24)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	無	無		
(25)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	無	無		
(26)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	無	無		
(27)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。 ※1	無	無		
(28)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(29)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(30)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無		
(31)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置状況	給気送風機の設置状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(32)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	無	無		
(33)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	目視又は聴診により確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無	
(35)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無	
(36)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無	
(37)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
2 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室（特別避難階段）、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー（非常用エレベーター）							
(1)	加圧防排煙設備	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無	
(2)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4	無	無	
(4)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4	無	無		
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4	無	無	
(6)		給気口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(7)		給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(8)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(9)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(10)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(11)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※4	無	無		
(12)	給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(13)	給気送風機の性能	給気風道との接続の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(14)		給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
(15)		給気送風機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	無	無		
(16)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
(17)		中央管理室において制御及び作動の状態を確認する。 ※4	無	無			
(18)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
(19)	空気逃し口の外觀	空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(20)	加圧防排煙設備 空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(21)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(22)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。	無	無		
(23)		圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	無	無		
(24)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。	無	無		
3 建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	有	無	片手で簡単に操作できない。	
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	有	無	垂れ壁が引っ掛かり降下しない。	
(3)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
(4)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。 ※4	有	無	垂れ壁動作空間に吊り看板があり障害となっている。	
(5)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 ※4	無	無		
4 予備電源 ※自家用発電装置が非常用の照明装置と併用の場合は、非常用の照明装置の点検時に行う。							
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電装置の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(2)	自家用発電装置等の状況	発電機及び原動機の状態	目視又は触診により確認する。 ※4	無	無		
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状態	目視により確認する。 ※4	無	無		
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4	無	無		
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4	有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)		自家発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(10)		接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(11)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。
(12)	始動の状況		作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(13)	自家用発電装置 自家用発電装置の性能	運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)		排気の状態	目視により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(16)	直結エンジン 直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(17)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(19)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	有	有	計器類の表示が定格値の±10%を超えている。	
(20)	直結エンジンの性能	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	無	無		
(21)		Vベルト	目視又は触診により確認する。	有	無	Vベルトが劣化しており、取換えが必要。	
(22)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	無	無		
(23)		始動及び停止の状況	目視により確認する。同種の点検を消防点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無		

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録

※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
----	------	------	------	-------	---------	------------------------------	------

が実施した点検の記録

※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

非常用の照明装置

1 照明器具							
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	無	無		
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置							
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無		
(2)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認する。	無	無		
3 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置							
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	有	直流電源設備点検報告書等により異常がないことを確認した。	
(2)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認すること。同種の点検を直流電源設備点検等の際に実施しているときは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。	無	無		
4 電池内蔵形の蓄電池							
(1)	充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	有	無	充電ランプが不点灯でバッテリーに充電されている確認ができない。	
5 電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無	
(2)			蓄電池室の換気 の状況	室内の温度を温度計により測定する。 ※4	無	無	
(3)			蓄電池の設置の 状況	目視又は触診により確認する。 ※4	無	有	直流電源設備点検報告書等により異常がないことを確認した。

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	蓄電池 充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無		
(5)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	キュービクルの支持アンカーが発錆し腐食している。	
6 自家用発電装置							
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	無	無		
(2)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。 ※4	無	無		
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(4)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認する。 ※4	無	無		
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 ※4	有	無	セル用バッテリーが切れており、エンジンが始動しない。	
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(8)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	有	無	基礎部分の床面の大きな亀裂がある。	
(9)		自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(10)	自家用発電装置等の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。 ※4	無	無		
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(12)		始動の状況	作動の状況を確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(13)		運転の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(14)		排気の状況	目視により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。 ※4	無	有	別途、発電機設備点検報告書により異常がないことを確認した。	

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

- ※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録
- ※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録
- ※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録
- ※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
給水設備及び排水設備							
1 飲料用の配管設備及び排水設備							
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く)	配管の腐食及び 漏水の状況	目視により確認する。 ※3	有	無	配管の継手部分より漏水している。	
2 飲料水の配管設備							
(1)	飲料用の給水タンク及び貯 水タンク (以下「給水タン ク等」という。) 並びに給 水ポンプ	給水タンク等の 腐食及び漏水の 状況	目視により確認する。 ※3	有	無	給水タンク底面が腐食し漏水している。	
(2)		給水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※2	無	無		
(3)		給水タンク等の 内部の状況	目視により確認する。 ※3	無	無		
(4)	給湯設備 (循環ポンプを含 む。)	給湯設備 (ガス 給湯器を除 く。) の取付け の状況	目視又は触診により確認する。 ※2	有	無	機器本体が腐食し漏水している。	
(5)		ガス湯沸器の取 付けの状況	目視又は触診により確認する。 ※2	無	無		
(6)		給湯設備の腐食 及び漏水の状況	目視により確認する。 ※2	有	無	煙突の接続部がはずれている。	
3 排水設備							
(1)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。 ※3	無	無		
(2)		排水ポンプの設 置の状況	目視により確認する。 ※2	無	無		
(3)		排水ポンプの運 転の状況	水圧計により測定するとともに、目視又 は聴診により確認する。 ※3	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(4)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。 ※2	無	無		
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。 ※2	有	無	コンクリート基礎に亀裂がある。	
(6)		消毒装置	目視により確認する。 ※3	無	無		
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。 ※2	有	無	洗面器が損傷しておりガタツキがある。
(8)	排水管	排水の状況	目視により確認する。 ※2	無	無		
(9)		間接排水の状況	目視により確認する。 ※2	有	無	給水タンクのオーバーフロー管が直接連結されている。	
(10)		通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。 ※3	無	無	

点検方法欄に※を記載している項目については、それぞれ下記記載の記録がある場合には当該記録により確認することで足りる。

- ※1 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で実施した点検等の記録
- ※2 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という）が実施した点検の記録
- ※3 : 前回の点検後にそれぞれ点検方法欄に掲げる内容と同等の方法で一級建築士等が実施した点検の記録又は前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録
- ※4 : 前回の点検後に他の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

【記入例】

(様式防5)

防火設備等定期点検結果シート

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
1 防火扉							
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	枠の腐食による変形により閉鎖に支障がある。
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	無	無	
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(15)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	無	無	
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	有	無	スイッチが破損し操作不可。
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無	
(10)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無	
(11)		連動機械用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無	
(12)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	有	無	予備電源の容量と連動制御器が指定する予備電源の容量が異なっている。
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(14)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		
2 防火シャッター							
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(2)		駆動装置 ((2) の項から (4) の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び閉鎖機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無	
(3)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	無	無	
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無	
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無	
(6)	カーテン部		スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	有	無	スラットが変形している。
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	吊り元と巻き取りシャフトとの締結が外れ、スラットから吊り元が抜け掛かっている。	
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	ガイドレールの溝幅の一部が変形し、スラットが引っ掛かり閉鎖できない。	
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	無	無		
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	無	無		
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号	
(14)	防火シャッター	危害防止装置	作動の状況	無	無			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	無	無			
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況	無	無			
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無		
(20)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(22)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無			
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況	無	無			
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況	無	無			
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッターの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無			

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
3 耐火クロススクリーン							
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	有	無	降下位置に危機が設置されている。
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	無	無	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	無	無	
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	吊り元の固定ボルトに緩みが発生し、吊り元と巻き取りシャフトに隙間が発生している。
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	ケースの締結部品の一部が脱落し、ケース内部の耐火クロスが見える。
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無	
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	無	無	
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無	
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	無	無	
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	無	無	
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を銅製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	無	無	
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(21)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	無	無	
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(14)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(15)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無	
(16)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無	
(17)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	無	無		
(18)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	無	無		
(19)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	開閉器と連結させているワイヤーに著しい腐食が発生している。	
(20)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。	有	無	手動閉鎖装置の前に物品があつて近づけない。	
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	無	無		
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）							
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	無	無	
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	有	無	散水性能に影響を及ぼす異物の付着がある。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	無	無	
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	無	無	
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	有	無	濁り、異物の浮遊がある。異物が底に溜まっている。
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。	無	無	
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	無	無	

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(8)	ドレン チャージャー等	加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無	
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	無	無	
(10)			ポンプ及び電動機 の状況	目視又は触診により確認する。	有	無	モーターとポンプの軸継手に緩みがある。
(11)			加圧送水装置用 予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無	
(12)			加圧送水装置用 予備電源の劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	有	無	配線に損傷がある。
(13)			加圧送水装置用 予備電源の容量 の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視により 確認する。	無	無	
(14)			圧力計、呼水 槽、起動用圧力 スイッチ等の付 属装置の状況	目視又は作動の状況 により確認する。	無	無	
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙 複合式感知器及 び熱感知器(火 災感知用ヘッド 等の感知装置を 含む。)	感知の状況	(24)の項の点検が行われるもの以外 のものを対象として、加煙試験器、 加熱試験器等により感知の状況 を確認する。ただし、前回の検査 以降に同等の方法で実施した検査 の記録がある場合にあっては、 当該記録により確認することで 足りる。	無	無	
(16)	制御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視により確認する。	無	無		
(17)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		
(18)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	有	無	回路計の測定値が規定値よりも低い	
(19)		予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	無	無		
(20)		連動機構用予備 電源	劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	有	無	コネクタが適切に結合できない。
(21)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視により 確認する。	無	無		
(22)	自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	無	無		

【記入例】

番号	点検項目	点検事項	点検方法	支障の有無	特記事項の有無	支障がある場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真番号
(23)	連動機構 手動操作装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。	無	無		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	無	無		